

今月のテーマ

障害者権利条約 パラレルレポートづくりが本格化

■パラレルレポートってなに？

障害者権利条約は、現在177カ国（国連加盟国193）が批准しています（図1）。

権利条約は「締約国報告」を義務づけ、条約の実行を監視する強力なシステムがあります。141番目の締約国となった日本ですが、2年後国連に報告しました。

この報告は、国連・障害者権利委員会が審査され（2020年春予想）、締約国に問題点や改善点を指摘する総括所見（勧告）が出されます。

国連の審査には国の報告だけでなく、その国の障害者の実態や問題点がリアルにわかる市民社会組織（NGOなど）からの「パラレ

ルレポート」（パラレポ）が重視されています。

この「パラレポ」を日本の障害者団体でひとまとまりになって作成し、国連に届けるとりくみが本格化しています。権利条約の実現をめざし緩やかな連合体として結成された日本障害フォーラム（JDF、阿部一彦代表）は、JDFパラレルレポート特別委員会を設置し、日本障害者協議会（JD）やDPI日本会議など構成団体からの意見を集め、毎月会合を重ね、年内にパラレポをまとめて国連に提出しようとピッチを上げています。

■権利条約の位置と役割

権利条約は、平和な社会の実現とすべての人びとの人権を保障する「ない」の内実が問われます。それは、「地域か、施設か」「普通学級か、特別支援学校か」など一面的な場の選択の問題に止まりません。

19条では、重度の肢体障害者が地域で暮らすための環境、パーソナルアシスタントなどの積極的な方向があります。しかし一方で、重度の知的障害者、重症心身障害者が安心して暮らすための環境、たとえば支援者による当事者の意思を把握できる専門性、職員の集団性が必要ですが、権利条約では十分展開されていません。

現実起こっている困難や実態を把握し、権利条約や国連の「一般的な意見」にも学びながら、抜本

るために、世界中で重ねられてきた皆さんの努力の成果です。障害のある人が平等に生きる社会、差別のない社会を約束しています（図2～4参照）。

たくさんあそんで大きくなること／学校で勉強すること／社会に出る準備をすること／自分の人生を自分で決められること／生きがいをもつこと、自分の意見をもつことと、それを他人に理解してもらうこと／家族と暮らしたり、自分らしい生活を送ること／安心して必要な治療を受けること／仕事をして収入を得ること／政治に参加すること／スポーツや芸術や余暇を楽しむこと

しかし、日本の現状はどうでしょうか？

障害があることがわかって、十分な療育や保育が受けられない子どもがたくさんいます。教室が足りないためにカーテンで仕切って勉強しています。学校から帰ってあそぶところがありません。障害のある人を雇わなければならぬ法律はあっても、それを守る会社は少ないのです。好きなときに好きなだけ外出したいけれど、ヘルパーさんがいません。作業所で働くときにも利用料を払わ

的な現状改善のための国内の政策議論が必要です。

■障害者運動ととも

JD理事の佐藤久夫さんは、パラレポづくりの役割を、「国内的に障害者の現状の共通理解をもたらず点で、真の障害者白書」がつくられつつあると感じている。「パラレポは多様な障害者自身の体験と視点に基づいて現状と課題が紹介され、解決策の提案までなされる。しかも雇用、教育、福祉、差別禁止などの主要分野だけでなく、障害児、司法手続きの利用、暴力からの自由、プライバシー、家庭・家族、政治参加、文化・レクリエーション、統計な

なければなりません。年をとってからの医療や介護費が深刻です。権利条約は、障害のある人が、障害のない人と同じように、夢や希望をかなえようとするときに困難にぶつかるのなら、国の責任でそれを解決することを求めているのです（以上、2008年全障研大会アピールより）。

そのため権利条約は、最高法規の日本国憲法と実定法といわれる障害者基本法や各福祉法の間中に位置して、「締約国が義務を負う」「権利条約に違反する法律は無効である」「2年以内に締約国は国連に報告する義務がある」として

■みんなで「パラレポ」づくりの意義

全障研が加盟する日本障害者協議会（JD、藤井克徳代表）は、この「パラレポ」づくりを大きな運動課題として、2015年に「パラレポ検討会」を発足させ、「公開と参加」を重視し、加盟団体から、①障害者、家族の困りごと、②各団体の調査研究資料、③政策提言などを集め、学習・意見交換会を重ねてきました。話せば話すほどそれぞれの実態と理解が

ども含め、「条約」の全分野が取り上げられる」と積極的に述べています。

権利条約は、世界の人権保障史の到達点です。それをいかして国内の困難な実態を少しでも改善していくとくみにつなげたい。国連に日本の現状を理解してもらい、政府に改善を「勧告」してほしいと思います。同時に、パラレポづくりに寄せられたさまざまな声や実態は、いまからの障害者運動の課題を浮き彫りにします。

蘭部英夫（そのべ ひでお）
日本障害者協議会（JD）副代表
全国障害者問題研究会副委員長

批准177カ国、選択議定書=92

金字塔=障害者権利条約 排除しない=インクルージョン

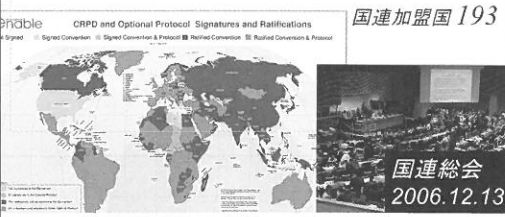


図1

障害者権利条約 国や自治体の義務

- 前文(25項目)/本文50条 + 選択議定書
- 総論的条項
- 1. 目的→障害の社会的な把握
- 2. 定義(コミュニケーション、言語、差別、合理的配慮)
- 3. 一般原則(尊厳、非差別、インクルージョン、アクセシビリティ)
- 4. 一般的義務(=締結国の義務)
- 5. 平等と非差別
- 特別な留意
- 6. 障害のある女性
- 7. 障害のある子ども
- 11. 危機の状況と人道上の緊急事態
- 特別な規定
- 8. 意識向上
- 9. アクセシビリティ(情報、交通、建物…)

図2

市民的 政治的権利

- 10. 生命の権利
- 12. 法の前の平等
- 13. 司法へのアクセス
- 14. 身体的自由と安全
- 15. 拷問又は残虐な、非人道的、品位を傷つける取扱いや刑罰からの自由
- 16. 搾取、暴力、虐待からの自由
- 17. 個人の尊厳の保護
- 18. 移動の自由と国籍
- 21. 表現と意見の自由、情報へのアクセス
- 22. プライバシーの尊重
- 23. 家庭と家族の尊重
- 29. 政治的公的な生活への参加

図3

経済的 社会的 文化的権利

- 19. 自立した生活と地域社会へのインクルージョン
- 20. 個人の移動(モビリティ)
- 24. 教育
- 25. 健康
- 26. ハビリテーションとリハビリテーション
- 27. 労働と雇用
- 28. 十分な生活水準と社会保障
- 30. 文化的な生活、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加

図4